

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第5条第1項第9号に掲げる固定式刺し網漁業につき、山形県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年12月1日

山形県知事 吉村 美栄子

## 1 固定式刺し網漁業

### (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たら刺し網漁業	たら	刺し網	操業区域（別記の操業区域をいう。）	12月20日から翌年2月末日まで	定めなし （ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	定めなし	0	1 山形県酒田市飛島に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者 3 小型機船底びき網漁業又は、たらはえ縄漁業の許可を有していない者

### (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

#### 別記 操業区域

次の①、②、③、④、⑤及び①を順次に直線で結ぶ線により囲まれた区域とする。  
ただし、海共第1号共同漁業権漁場区域を除く。

(世界測地系表記)

- ① 北緯39度09.922分 東経139度28.927分
- ② 北緯39度09.213分 東経139度26.443分
- ③ 北緯39度13.332分 東経139度27.168分
- ④ 北緯39度14.782分 東経139度27.712分
- ⑤ 北緯39度14.142分 東経139度29.794分